功山寺公衆便所新築工事設計委託業務

仕様書

令和８年１１月

下関市　環境部　環境施設課

１　業務名

功山寺公衆便所新築工事設計委託業務

２　業務の目的

現在、下関市長府地区の功山寺に設置してある公衆便所は、平成５年（１９９３年）より供用を開始していますが、老朽化が進んでいることに加え、観光地にある公衆便所としては狭く、未洋式化で使いにくいなど、機能的に時代のニーズにそぐわない状況となっています。そこで、来訪者の利便性の向上を図るため、適切な場所へ公衆便所を建て替えるにあたり、誰もが利用しやすく、かつ周辺環境と調和し、国宝を有する寺院に隣接した建築物としてふさわしい魅力的な公衆便所を設計することを目的とします。

３　履行期間

契約締結日から令和１０年２月２９日まで

４　履行場所

下関市長府川端一丁目２１６２－３

下関市長府川端一丁目２－３

５　業務内容

（１）功山寺公衆便所の新築設計

（２）外構・環境整備設計（施設周辺整備等）

（３）既存公衆便所の解体設計

（４）各種申請及び関係機関協議への協力等

６　計画施設概要等

（１）計画施設概要

①　施設用途　　：公衆便所

②　構造種別　　：公募型プロポーザルの提案による

（２）耐震安全性の分類

①　構造体　　：Ⅲ類

②　非構造部材　　：Ｂ類

③　建築設備　　：乙類

７　業務の条件

（１）新築設計業務及び外構・環境整備設計

①　方針

ア　地域の特性を踏まえたデザインについて

（ア）「下関市景観条例」「下関市景観計画」その他関係法令等の規定、方針に準じたものとすること。

（イ）「敷地の現況」、「自然環境」、「社会環境」、「周辺環境」、「眺望」等を整理し、デザインの基本的な考え方を整理したうえで設計すること。

（ウ）周辺環境とのデザインの調和を図り、構造計画、仕上材料、色彩計画、照明計画、外構計画などを検討すること。

（エ）整備イメージの可視化を図るため、イメージスケッチ等を作成すること。

イ　各施設の機能を円滑に利用できる施設配置及び計画について

（ア）山口県福祉のまちづくり条例、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を満たし、バリアフリーに十分配慮したものとすること。

（イ）夜間利用において、安全性や夜間の視認性にも配慮したものとすること。

ウ　維持管理の容易さやライフサイクルコスト縮減への配慮について

（ア）施工者が限定される特殊な工法を採用しないこと。

（イ）維持管理、清掃が容易な計画とすること。

（ウ）ライフサイクルコストの低減に配慮した材料、機器を選定すること。

（エ）建物の長寿命化、維持管理費の軽減に配慮した計画とすること。

②　事前調査

市が実施した調査（予定も含む）は以下のとおりです。調査結果は公表資料を参照してください。

ア　地質調査　　令和８年度実施

イ　測量調査　　令和８年度実施

ウ　埋蔵文化財試掘調査　　令和９年度実施予定

③　建設予定敷地

敷地面積	約３００㎡
区域区分	市街化区域（長府地区）
接道・隣地条件	建築基準法第４２条第１項第３号による道路 西側：　非道路（通路）幅員約３ｍ 南側：　位置指定道路　幅員約４ｍ
建ぺい率	６０％
容積率	２００％
防火・準防火地域等	建築基準法第２２条に該当する区域
宅地造成工事規制区域	規制あり
その他の地域地区	第二種低層住居専用地域
文化財調査	建設予定地について、文化財保護法上の規制が発生する地域
上下水道接続	私道に下水道管の敷設が必要（私道の所有者とは合意済み）。接続状況については、しものせき情報マップ「下水道情報」を参照してください。 http://www2.wagmap.jp/shimonoseki-sp/
自然災害	公募対象用地において、南海トラフ地震により想定される津波の影響はありません。その他、自然災害に関するハザードマップ等については、以下の URL を参照してください。 下関市が作成した各種防災マップ（高潮、津波、土砂災害等） http://www.city.shimonoseki.lg.jp/site/bosai/list83.html 山口県の地震活動の特徴（政府 地震調査研究推進本部） https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_chugoku-shikoku/p35_yamaguchi/

④　新築施設

全般	・延べ面積４０㎡程度とすること。 ・地下埋蔵文化財の上部に計画しないこと。 ・雨水排水は透水方式としないこと。
トイレ	・新設するトイレの想定は以下のとおり。必要に応じ、ベビーチェア、手すり、フィッティングボード等を設置すること。 男子便所（洋式大便器１カ所、小便器２カ所、手洗い１か所)、 女子便所（洋式大便器３カ所、手洗い１カ所） バリアフリートイレ　１か所 ・バリアフリートイレはオストメイト対応とし、手洗いを設置すること。

⑤　建設工事

ア　建設工期（目安）　　令和１０年６月初旬から令和１０年１２月末まで

イ　予定工事費（解体工事費含む）　約９４，０００，０００円

（２）既存公衆便所の解体設計

①　方針

ア　解体工事による騒音、振動、粉塵、排水処理、工期及びコスト等の影響を比較検討した資料を作成し、解体工法を選定すること。

イ　仮設計画の検討にあたっては、敷地周辺の利用状況、道路の幅員及び交通規制等を調査し、入搬出車両及び重機の規模、運搬距離及び経路等、関係法令、近隣住宅への配慮と実状に応じた計画を行い、詳細を図面に明記し、工事費にも適切に反映させること。

ウ　アスベスト除去について、仮設計画、環境対策、工期及びコスト等の影響を比較検討した資料を作成し、アスベスト除去工法を選定すること。

エ　解体工事のための仮設計画及び解体手順を検討した資料を作成し、必要なものについては設計図書に反映させること。

オ　解体工事により周辺環境（道路、隣接建物）に影響を与える恐れがある場合は、その対策方法を検討すること。

カ　解体手順を検討し、それらを反映した概略工事工程表を作成すること。

キ　建物解体後の埋戻しは、設計ＧＬまで埋め戻すのに必要な土量を設計すること。

ク　工事は週休２日(月単位)で行う設計とする。

ケ　既設施設の設備の撤去により、周辺設備に影響を与える恐れがある場合は、その対策方法を検討すること。

②　事前調査

ア　現地調査を行い、設計に必要な図面を復元すること。

イ　既往資料との照合により建物・敷地全体を確認し、その内容を設計業務に反映させること。調査の結果、障害物、公害関係及び設備関連事項等について問題が生じる恐れがあると判断される場合は、監督職員に状況を報告の上、対応を協議すること。

ウ　アスベスト含有調査業務については別途発注しており、設計に反映すること。なお、追加調査又は新たな調査業務が必要な場合は監督職員に報告すること。

③　解体工事

ア　工期　　令和１１年４月以降

④　既存施設の現況

所在地	下関市長府川端一丁目２－３
主体構造	鉄筋コンクリート造
屋根構造	瓦葺
地上階	１階建
延床面積	２１．２９㎡
建設日	平成５年３月３１日

８　業務スケジュール

（１）契約締結　　令和９年２月中旬
（２）現地調査　　令和９年２月中旬から令和９年２月下旬まで
（３）基本設計　　令和９年３月上旬から令和９年６月下旬まで
（４）実施設計　　令和９年７月上旬から令和９年１１月下旬まで
（５）工事費概算書提出　令和９年８月下旬まで
（６）申請・とりまとめ　令和９年１２月上旬から令和１０年２月下旬まで

９　設計業務の内容及び範囲

（１）一般業務の範囲

①　調査業務

ア　必要と考えられる調査

②　基本設計

ア　建築（総合）
イ　建築（構造）
ウ　電気設備
エ　機械設備
オ　外構

③　実施設計

ア　建築（総合）
イ　建築（構造）
ウ　電気設備
エ　機械設備
オ　外構
カ　解体（建築・電気設備・機械設備・外構）

（２）追加業務の範囲

①　積算業務

積算業務については、営繕積算システムＲＩＢＣ２を適用します。

各積算業務において、設計内訳書の作成、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収（３社以上)、見積検討資料の作成を行うこととします。

なお、見積を依頼する前には、監督職員に見積依頼先を報告し、承諾を得ることとします。

ア　建築積算
イ　電気設備積算

ウ　機械設備積算

エ　解体積算

②　計画通知又は確認申請に関する手続き業務

（構造計算適合性判定、省エネ適合性判定を含む。）

③　関係法令等に基づく各種申請手続き業務

④　概略工事工程表の作成

⑤　住民説明及び下関市議会への説明資料作成

⑥　関係機関との協議資料作成及び支援

１０　設計業務の実施

（１）一般事項

①　業務は、提示された設計与条件及び適用基準類に基づき行うこと。

②　積算業務は、積算の完了時に営繕工事積算チェックマニュアルを基に数量算出チェックリスト、積算数量調書チェックリスト及び数量チェックシートによる確認を行うこと。

③　各業務の段階ごとに照査技術者の照査を行い、照査結果を報告すること。

④　照査技術者の照査を受けた上で、履行期間の最終日より約３．０か月前までに設計図面を提出し、監督職員の承認を受けた上で積算業務を行うこと。

⑤　照査技術者の照査を受けた上で、履行期間の最終日より約０．５か月前までに設計内訳書、積算数量調書及び数量積算根拠図面を提出し、監督職員の事前確認を受けること。

⑥　業務の実施及び施工にあたり必要となる協議調整をインフラ事業者、関係官庁等と行い、その結果について監督職員に報告すること。

（２）協議及び記録

協議は次の時期に行い、その記録を書面に残すものとします。

①　業務着手時期

②　監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき

（３）法令等

①　関係法令等

以下のもののほか、関係法令・基準・規制等を遵守してください。ただし、提案する内容により不要なものは除きます。

ア　道路法

イ　都市計画法

ウ　建築基準法

エ　都市公園法

オ　消防法

カ　文化財保護法

キ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

ク　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

ケ　電気設備に関する技術基準を定める省令

コ　下関市都市公園条例

サ　下関市風致地区内における建築等の規制に関する条例

シ　下関市景観基本計画、下関市景観計画、下関市夜間景観ガイドライン

ス　山口県福祉のまちづくり条例

② 適用技術基準類

本業務には、以下に掲げる技術基準等を適用します。受託者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等（最新版）に適合するよう留意してください。

ア 共通

（ア）官庁施設の基本的性能基準

（イ）官庁施設の総合耐震計画基準

（ウ）官庁施設の総合耐震診断・改修基準

（エ）官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

（オ）官庁施設の環境保全性基準

（カ）官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準

（キ）官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

（ク）公共建築工事積算基準

（ケ）公共建築工事共通費積算基準

（コ）公共建築工事標準単価積算基準

（サ）建築物解体工事共通仕様書

（シ）建築工事における建設副産物管理マニュアル

（ス）山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル

イ 建築

（ア）建築工事設計図書作成基準

（イ）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

（ウ）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

（エ）建築設計基準

（オ）建築構造設計基準

（カ）建築工事標準詳細図

（キ）擁壁設計標準図

（ク）構内舗装・排水設計基準

（ケ）建築工事監理指針

（コ）建築改修工事監理指針

（サ）特記仕様書

ウ 建築積算

（ア）公共建築数量積算基準

（イ）公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

（ウ）公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

（エ）営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）

エ 設備

（ア）建築設備計画基準

（イ）建築設備設計基準

（ウ）建築設備工事設計図書作成基準

（エ）公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

（オ）公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

（カ）公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

（キ）電気設備工事監理指針

（ク）公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

（ケ）公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

（コ）公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

（サ）機械設備工事監理指針

（シ）排水再利用・雨水利用システム計画基準

（ス）建築設備耐震設計・施工指針

（セ）建築設備設計計算書作成の手引

オ　設備積算

（ア）公共建築設備数量積算基準

（イ）公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

（ウ）公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

（４）配置技術者の資格要件

①　管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次のとおりです。なお、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置してください。

⊙建築士法に規定する一級建築士

・建築士法に規定する一級建築士又は二級建築士

・建築士法に規定する建築設備士

②　照査技術者の資格要件

照査技術者の資格要件は次のとおりです。なお、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置してください。

⊙建築士法に規定する一級建築士

・建築士法に規定する一級建築士又は二級建築士

・建築士法に規定する建築設備士

③　担当技術者の資格要件

担当技術者の資格要件は次のとおりです。また、担当技術者の中から、建築（総合）、建築（構造）の各部門毎の責任者として、担当主任技術者を１名ずつ選定してください。なお、建築（総合）、建築（構造）担当主任技術者のうち主たる業務の主任技術者は、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置する必要があります。

ア　建築（総合）設計

⊙建築（総合）設計担当技術者の資格要件は（⊙一級建築士　・　　）とする。

⊙建築（総合）設計担当技術者は公共建築工事に関する実施設計の実務経験５年以上とする。

⊙建築（総合）設計担当技術者と管理技術者は兼任できる。

イ　建築（構造）設計

⊙建築（構造）設計担当技術者の資格要件は（⊙一級建築士　・構造設計一級建築士）とする。

⊙建築（構造）設計担当技術者は公共建築工事に関する構造設計の実務経験５年以上とする。

⊙建築（構造）設計担当技術者と管理技術者は兼任できる。

ウ　電気設備設計

・電気設備設計担当技術者の資格要件は（・設備設計一級建築士　・建築設備士）とする。

⊙電気設備設計担当技術者は公共建築工事に関する電気設備設計の実務経験５年以上とする。

エ　機械設備設計

・機械設備設計担当技術者の資格要件は（・設備設計一級建築士　・建築設備士）とする。

⊙機械設備設計担当技術者は公共建築工事に関する電気設備設計の実務経験５年以上とする。

オ　積算

・積算担当技術者の資格要件は（・建築積算士　・　　）とする。

⊙積算担当技術者は公共建築工事に関する積算業務の実務経験５年以上とする。

カ　担当主任技術者及び担当技術者は、次の部門に限り兼務して良いこととします。

⊙建築（総合）と建築（構造）

⊙電気設備と機械設備

（５）公表資料

①　新築設計及び外構・環境整備設計

ア　測量図ＰＤＦ

イ　ボーリング柱状図ＰＤＦ

②　解体設計

ア　既存公衆便所図面ＰＤＦ

イ　既存公衆便所電気設備図ＰＤＦ

ウ　アスベスト含有調査結果ＰＤＦ（概要）

③　共通

ア　付近見取図ＰＤＦ

イ　周辺現況写真

（６）業務中の報告

①　受託者は、２週間に１回、業務の進捗状況を監督職員に定期報告をすること。報告の方法は、監督職員の指示によること。

②　受託者は、監督職員と協議の上、段階確認の各時期を定め、業務計画書に示すこと。

③　受託者は、照査技術者の照査を受けた上で設計図面を提出すること。

④　受託者は、実施設計の提出時期については監督職員の指示によること。

⑤　設計において、杭の施工が必要な場合、施工精度差（杭頭の水平方向のずれ：Ｄ／４（Ｄは杭径）かつ１００㎜以内）を見込む構造設計及び構造計算を行うこと。

⑥　受託者は、設計業務完了後であっても、次に記載する事項で市の指示があった場合においては、原則として無償で設計図書の作成・修正等を行うこと。

ア　設計に起因する不備等により設計変更が生じたとき

イ　杭工事施工時における杭心ずれに伴う設計変更が生じたとき

⑦　受託者は、令和９年８月下旬までに工事費概算書を監督職員に提出すること。

１１　その他、業務の履行に係る条件等

（１）指定部分の範囲及び履行期限

① 調査業務に係る資料　　令和９年２月下旬
② 基本設計に係る資料　　令和９年６月下旬
③ 基本設計に基づくパース　　令和９年６月下旬
④ 実施設計に係る図面資料　　令和９年１１月下旬
⑤ 実施設計に係る積算資料　　令和９年１１月下旬

（２）成果物の取り扱いについて

提出されたＣＡＤデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがあります。

（３）その他

「特記仕様書（環境簡易編）」及び「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」の各項目を遵守すること。

１２　業務の成果物、提出部数等

（１）基本設計

成　果　物	電子データ	紙	特記事項
ａ．建築（総合） ⊙建築（総合）基本設計図書 計画説明書、仕様概要書、仕上概要表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、平面図（各階）、断面図、立面図（各面） ⊙工事費概算書 ・仮設計概要書	 ⊙ ⊙ ・	 （１）部 （１）部 （　）部	 ﾌｧｲﾙ綴じ Ａ３版
ｂ．建築（構造） ⊙建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書、構造設計概要書 ⊙工事費概算書	 ⊙ ⊙	 （１）部 （１）部	 ﾌｧｲﾙ綴じ Ａ３版
ｃ．電気設備 ⊙電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書、電気設備設計概要書 ⊙工事費概算書	 ⊙ ⊙	 （１）部 （１）部	
ｄ．機械設備 ⊙機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書、機械設備設計概要書 ⊙工事費概算書	 ⊙ ⊙	 （１）部 （１）部	
ｅ．その他 ⊙透視図（１カット(外観)） ・模型 ・リサイクル計画書 ・設計説明書	 ⊙ ・ ・ ・	 （１）部 （　）部 （　）部 （　）部	 ﾌｧｲﾙ綴じ Ａ３版
ｆ．資料 ⊙各種技術資料 ⊙各記録書 ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)目標値報告書 ・グリーン庁舎評価システム(GBES)目標値報告書 ・グリーン診断・改修システム（GBES-Re）目標	 ⊙ ⊙ ・ ・ ・	 （１）部 （１）部 （　）部 （　）部 （　）部	 ﾌｧｲﾙ綴じ Ａ３版

値報告書			

（2）実施設計

成　果　物	電子データ	紙	特記事項
a．建築（総合）			
⊙建築（総合）設計図（新築） 建築物概要書、仕様書、仕上表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、平面図（各階）、断面図、立面図（各面）、矩計図、展開図、天井伏図（各階）、平面詳細図、部分詳細図（断面含む）、建具表、外構図、総合仮設計画図	⊙	（1）部 （1）部	製本　A３版 折り　A３版
⊙建築（総合）設計図（解体） ~~建築物概要書~~、~~特記仕様書~~、仕上表、~~面積表及び求積図~~、敷地案内図、配置図、平面図（各階）、断面図、立面図（各面）、矩計図、~~展開図~~、~~天井伏図（各階）~~、~~平面詳細図~~、部分詳細図（断面含む）、建具表、外構図、総合仮設計画図	⊙	（1）部 （1）部	製本　A３版 折り　A３版
・非構造部材計算書			
⊙工事費概算書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙計画通知図書	⊙	（3）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙（　各届出書等　）	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
b．建築（構造）（新築）			
⊙建築（構造）設計図（新築） 仕様書、構造基準図、伏図（各階）、軸組図、部材断面表、各部断面図、標準詳細図、各部詳細図	⊙	（1）部 （1）部	製本　A３版 折り　A３版
⊙建築（構造）設計図（解体） ~~仕様書~~、構造基準図、伏図（各階）、軸組図、部材断面表、各部断面図、~~標準詳細図~~、~~各部詳細図~~	⊙	（1）部 （1）部	製本　A３版 折り　A３版
⊙構造計算書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
・工事費概算書			
⊙計画通知図書	⊙	（3）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
・（　　）			
c．電気設備			
⊙電気設備設計図 仕様書、付近見取図・配置図、外構図、引込図、~~受変電設備図~~、動力設備図、電灯設備図、~~電話~~・~~ｲﾝﾀｰﾎﾝ設備図~~、~~放送設備図~~、~~ﾃﾚﾋﾞ共同受信設備図~~、~~機械警備設備図~~、~~LAN 設備図~~、~~火災報知設備図~~、撤去図、~~移設対応図~~、~~仮設図~~、~~各系統図~~	⊙	（1）部	製本　A３版 折り　A３版
⊙電気設備設計計算書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙工事費概算書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙計画通知図書	⊙	（3）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
・その他の届出書 （　各届出書等　）			
d．機械設備			

⊙空調調和設備設計図 仕様書、敷地案内図、配置図、機器表、~~空気調和設備図~~、換気設備図、~~自動制御設備図~~、~~排煙設備図~~、~~屋外設備図~~	⊙	（1）部 （1）部	製本 Ａ3版 折り Ａ3版
⊙給排水衛生設備設計図 仕様書、敷地案内図、配置図、機器表、衛生器具設備図、給水設備図、排水設備図、~~雨水排水利用設備図~~、~~給湯設備図~~、~~消火設備図~~、~~ガス設備図~~、~~し尿浄化槽設備図~~、~~ゴミ処理設備図~~、~~さく井設備図~~、屋外設備図	⊙	（1）部 （1）部	製本 Ａ3版 折り Ａ3版
・昇降機設備図 昇降機設備図、搬送機設備図			
⊙給排水衛生設備設計計算書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙空調換気設備設計計算書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
・昇降機設備設計計算書	・		
⊙工事費概算書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙計画通知図書	⊙	（3）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙その他の届出書 （　各届出書等　　）	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
ｅ．建築積算			
⊙建築工事積算数量算出書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙建築工事積算数量調書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙見積書等関係資料	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙単価資料	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
ｆ．電気設備積算			
⊙電気設備工事積算数量算出書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙電気設備工事積算数量調書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙見積書等関係資料	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙単価資料	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
ｇ．機械設備積算			
⊙機械設備工事積算数量算出書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙機械設備工事積算数量調書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙見積書等関係資料	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙単価資料	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
ｈ.その他 ・透視図 ・模型 ・模型の写真 ・防災計画書 ・建築物エネルギー消費性能確保計画 ・建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画 ・省エネルギー関係計算書 ・リサイクル計画書			
⊙コスト縮減検討報告書	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
⊙概略工事工程表	⊙	（1）部	ﾌｧｲﾙ綴じ
・営繕事業広報ポスター			

・施設使用条件書 ・建築物環境総合性能評価システム （CASBEE）による評価書 ・LCEM ツールによる空調システムの評価報告書 ・工事現場の生産性向上に配慮した事項の報告書 ・（　　）			
i．資料 ⊙各種技術資料 ⊙構造計算データ ⊙各記録書 ・（　　）	 ⊙ ⊙ ⊙	 （1）部 （1）部 （1）部	 ﾌｧｲﾙ綴じ ﾌｧｲﾙ綴じ ﾌｧｲﾙ綴じ

注）：建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に含めることができます。

：積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムＲＩＢＣ２((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」によることとします。

：設計図は、適宜、追加してもよいこととします。

：数量算出チェックリスト、積算数量調書チェックリスト、数量チェックシートの提出は、工事内容が軽微である場合には、監督職員の承諾の上、省略することができます。

：成果物は、監督職員の指示により、製本としてください。

：電子媒体（ＣＤ－Ｒ）の提出部数は（１）部としてください。

：概略工事工程表の作成に当たっては、「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」（令和３年４月）を参照し、適正な工期を設定してください。

（３）成果物の体制等

実施設計の設計原図には、表題欄に受託者名表示、工事名称、図面名称、縮尺、図面番号の欄を設けること。ＣＡＤデータはＪｗｗ形式、ＤＸＦ形式及びＰＤＦ形式（Ａ４版）とします。また、その他すべての提出物について、ＰＤＦ化を行い提出してください。

（４）電子納品

本業務は電子納品の【・対象　⊙対象外】とします。

① 電子納品にあたっては、「下関市電子納品ガイドライン」に基づき行うこと。

② 業務の着手前に受発注者協議を行い、電子化の範囲等を決定すること。これによりがたい場合には、協議の上、従来の納品とします。

③ 成果品は、ガイドラインに基づいて作成した電子データを電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）で（１部）提出とします。

④ 業務の実施にあたり内容に疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行うこと。

⑤ 成果品の提出にあたっては電子成果品作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。